

教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

千葉県教育委員会委員長 天 笠 茂

千葉県教育委員会規則第一号

教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）第九条の二の規定による免許状の有効期間の更新及び延長並びに第九条の三の規定による免許状更新講習並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条の規定による更新講習修了確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許状の有効期間の更新申請)

第二条 免許法第九条の二第一項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間更新申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類（同条第三項の規定により同法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習を受ける必要がないものとする免許管理者の認定を受けて有効期間の更新を受けようとする者にあつては、第二号に掲げる書類に限る。）を添えて千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- 一 免許法第七条第四項に規定する証明書（以下「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」という。）
- 二 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

(免許状更新講習の免除対象者)

第三条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。）第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員（免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）をしていた者であつて、指導主事、社会教育主事その他県教育委員会又は市町村の教育委員会（以下単に「教育委員会」という。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教育職員をしていた者であつて、教育委員会の要請に応じ、引き続き国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員となっているもののうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの
- イ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規

定する国立大学法人をいう。以下同じ。)及び大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)

ロ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)であつて、免許法施行規則第六十一条の四第四号ニの規定により文部科学大臣が指定したもの

一 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)の役員

二 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として県教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)が別に定める者

3 免許法施行規則第六十一条の四第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣、県教育委員会若しくは千葉市教育委員会又は教育長が別に定める団体が行う表彰等のうち、教育長が別に定める表彰等(普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の十年前の日以後に受けたものに限る。)とする。

(免許状の有効期間の延長申請)

第四条 免許法第九条の二第五項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間延長申請書(別記第二号様式)にその者が当該免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(免許状更新講習を受講できる者)

第五条 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であつて、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 免許状更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 教育職員をしていた者であつて、教育委員会の要請に応じ、引き続き国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員となっているもののうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

イ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

ロ 独立行政法人(免許状更新講習規則第九条第一項第三号ニの規定により文部科学大臣が指定したものに限る。)

二 学校法人の役員

三 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者

(免許状更新講習の修了確認を受けなければならない者)

第六条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。)附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であつて、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教

育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教育職員をしていた者であつて、教育委員会の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員若しくは職員となっているもののうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの
- 一 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員
- 二 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者（免許状更新講習の修了確認申請）

第七条 改正法附則第二条第二項の規定により更新講習修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書（別記第三号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 免許状更新講習（修了）（履修）証明書
- 一 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類（改正法附則第二条第三項第三号の確認申請）

第八条 改正法附則第二条第三項第三号の確認を受けようとする者は、改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 免許状更新講習（修了）（履修）証明書
- 一 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類（免許状更新講習の修了確認期限の延期申請）

第九条 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期を申請しようとする者は、修了確認期限延期申請書（別記第五号様式）にその者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

（免許状更新講習が免除される旧免許状所持現職教員）

第十条 改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であつて、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教育職員をしていた者であつて、教育委員会の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員若しくは職員となっているもののうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員

三 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者

3 改正省令附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣、県教育委員会若しくは千葉市教育委員会又は教育長が別に定める団体が行う表彰等のうち、教育長が別に定める表彰等（改正法附則第二条第三項に規定する修了確認期限の十年前の日以後に受けたものに限る。）とする。

（免許状更新講習の免除申請）

第十一条 改正法附則第二条第五項の認定を受けようとする者は、免許状更新講習免除申請書（別記第六号様式）にその者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

別記

第一号様式（第二条）

（その一）

有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会 様

年 月 日

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	Ⓜ	職 名	
勤務（予定） 校又は機関等		本 籍 地 (都道府県名)	
住 所	(電話)		

私は、次のとおり免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、下記の免許状について有効期間の更新を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

2 修了又は履修をした免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注 この申請書には、次の書類を添付してください。

- 1 免許状の写し、教育職員免許状授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書）のいずれか
- 2 免許状更新講習の開設者が発行する免許状更新講習（修了）（履修）証明書（当該証明書が免許状更新講習の開設者から免許管理者に直接送付される場合は不要です。）。

(その二)

有効期間更新申請書（免許状更新講習の免除によるもの）

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会 様

年 月 日

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	④	職 名	
勤務（予定） 校又は機関等		本 籍 地 (都道府県名)	
住 所	(電話)		

私は、次のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する免許状更新講習を受ける必要がない者に該当するため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、下記の免許状について有効期間の更新を申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

(証明者記入欄)

上記の者は、教育職員免許法第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日 (所属)

(職及び氏名)

④

注 この申請書には、免許状の写し、教育職員免許状授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書）のいずれかを添付してください。

第二号様式（第四条）

有効期間延長申請書

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会 様

年 月 日

フリガナ	-----	生年月日	年 月 日
氏 名	Ⓜ	職 名	
勤務（予定） 校又は機関等		本 籍 地 (都道府県名)	
住 所	(電話)		

私は、次のとおり教育職員免許法第9条の2第5項に規定する事由（教育職員免許法施行規則第61条の5各号に規定する事由を含む。）に該当するため、同令第61条の9第1項の規定により、下記の免許状について有効期間の延長を申請します。

1 延長事由

(延長事由が継続する期間 年 月 日～ 年 月 日)

2 延長期間 年 月 日まで延長

3 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

4 延長前の有効期間 年 月 日まで

(証明者記入欄)

上記の者は、教育職員免許法第9条の2第5項に規定する事由（教育職員免許法施行規則第61条の5各号に規定する事由を含む。）に該当することを証明する。

年 月 日 (所属)

(職及び氏名)

Ⓜ

注 この申請書には、次の書類を添付してください。

- 1 免許状の写し、教育職員免許状授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）のいずれか
- 2 所属長の意見書

第三号様式（第七条）

更新講習修了確認申請書

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会 様

年 月 日

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	Ⓜ	職 名	
勤務（予定） 校又は機関等		本 籍 地 (都道府県名)	
住 所	(電話)		

私は、次のとおり免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、下記の免許状について教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項の規定による更新講習修了確認を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

2 修了又は履修をした免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注 この申請書には、次の書類を添付してください。

- 免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回の更新講習修了確認が免除されている場合は免許状更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれか
- 免許状更新講習の開設者が発行する免許状更新講習（修了）（履修）証明書（当該証明書が免許状更新講習の開設者から免許管理者に直接送付される場合は不要です。）。

第四号様式（第八条）

改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会 様

年 月 日

フリガナ	-----	生年月日	年 月 日
氏 名	Ⓜ		
勤務（予定） 校又は機関等			
住 所	（電話 ）	本 籍 地 （都道府県名）	

私は、次のとおり免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、下記の免許状について教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の規定による確認を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

2 修了又は履修をした免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に關する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

注 この申請書には、次の書類を添付してください。

- 1 免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回の更新講習修了確認が免除されている場合は免許状更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれか
- 2 免許状更新講習の開設者が発行する免許状更新講習（修了）（履修）証明書（当該証明書が免許状更新講習の開設者から免許管理者に直接送付される場合は不要です。）。

第五号様式（第九条）

収入証紙
はり付け

修了確認期限延期申請書

千葉県教育委員会 様

年 月 日

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	④	職 名	
勤務（予定） 校又は機関等		本 籍 地 (都道府県名)	
住 所	(電話)		

私は、次のとおり教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項に規定する事由（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条第1項各号に規定する事由を含む。）に該当するため、同令附則第9条第1項の規定により、下記の免許状について修了確認期限の延期を申請します。

1 延期事由

(延期事由が継続する期間 年 月 日～ 年 月 日)

2 延期期間

年 月 日まで延期

3 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

4 延期前の修了確認期限

年 月 日まで

(証明者記入欄)

上記の者は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項に規定する事由（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第7条第1項各号に規定する事由を含む。）に該当することを証明する。

年 月 日 (所属)

(職及び氏名)

④

注 この申請書には、次の書類を添付してください。

- 1 免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回の更新講習修了確認が免除されている場合は免許状更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれか
- 2 所属長の意見書

第六号様式（第十一条）

免許状更新講習免除申請書

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会 様

年 月 日

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	Ⓜ	職 名	
勤務（予定） 校又は機関等		本 籍 地 (都道府県名)	
住 所	(電話)		

私は、次のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する免許状更新講習を受ける必要がない者に該当するため、同令附則第9条第1項の規定により、下記の免許状について免許状更新講習の免除を申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

(証明者記入欄)

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日 (所属)

(職及び氏名)

Ⓜ

注 この申請書には、免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回の更新講習修了確認が免除されている場合は免許状更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付してください。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。